

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00293614

2024年7月4日

発信課	農政部農業振興課
担当者	鈴木
連絡先	電 話 25-7438
	F A X 26-8624
	E-mail nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [○] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年7月3日 ~ 令和6年7月23日
発表項目 (行事名)	社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務についての公募型プロポーザルを実施します
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	1 趣旨 企業版ふるさと納税を活用し、旭川産米を全国の困難を抱えた子どもたちに供給することで、社会貢献を通じた旭川産米の販路拡大とブランディングの強化を図ることを目的とした業務を委託するものであり、受託業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式で特定する。 2 公募型プロポーザルの日程 ・公募開始：令和6年7月3日（水） ・参加表明書提出期限：令和6年7月23日（火） ・資格確認通知：令和6年7月26日（金） ・企画提案書提出期限：令和6年8月5日（月） ・ヒアリング日程（予定）：令和6年8月8日（木）
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当た ってのお願い	
備 考	

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務 公募型プロポーザル実施要領

旭川市農政部農業振興課

目 次

第 1	目的.....	- 1 -
第 2	業務概要.....	- 1 -
第 3	契約担当部局.....	- 1 -
第 4	参加資格要件.....	- 1 -
第 5	参加表明手続.....	- 2 -
第 6	企画提案書作成要領.....	- 2 -
第 7	質疑応答等.....	- 4 -
第 8	失格事項.....	- 4 -
第 9	企画提案の審査方法及び評価基準.....	- 4 -
第 10	契約に関する基本事項.....	- 6 -
第 11	その他.....	- 7 -
第 12	スケジュール.....	- 7 -
別添 1	業務要件書.....	- 8 -
別添 2	当事業（プロジェクト）チラシ.....	- 9 -
別添 3	評価基準.....	- 10 -
	（様式 1）参加表明書.....	- 11 -
	（様式 2）企画提案書.....	- 12 -
	（様式 3）質疑応答書.....	- 13 -

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、企業版ふるさと納税を活用し旭川産米を全国の困難を抱えた子どもたちに供給することで、社会貢献を通じた旭川産米の販路拡大とブランディングの強化を図ることを目的とする。

本要領は、業務の履行に最適な者を受託候補者として特定するため、公募型プロポーザル方式において、一定の条件を満たす者の中から企画提案を受け、審査、評価及び受託候補者の特定の実施のために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名 社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務

2 業務内容

- (1) 子ども食堂等への米の寄贈
- (2) 当事業（プロジェクト）への企業版ふるさと納税の募集
- (3) 市内外に向けた効果的なPR

3 業務要件 別添1のとおり

4 履行期間 契約締結日から令和6年12月31日まで

5 予算概要等

この業務に係る予算は1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目旭川市水道局庁舎4階

旭川市農政部農業振興課ブランド推進係

電話 0166-25-7438

FAX 0166-26-8624

e-mail nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1)
- (2) 提出期限 令和6年7月23日(火) 午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(必着)により提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年7月25日(木)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年7月30日(火)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年3月27日条例第3号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(必着)により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年8月1日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 業務の基本方針に関すること。

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務を行うにあたっての基本的な考え方(コンセプト)及び実施方針に関すること。

(2) 業務の企画に関すること。

次に示す内容について、見出しをつけて記載すること。

ア 子ども食堂等への米の寄贈

旭川産米を市内 JA 等から購入し、市内及び全国各地の子ども食堂等へ効率的かつ効果的に配送する手法を提案すること。

イ 当事業（プロジェクト）への企業版ふるさと納税の募集

当事業は旭川産米を子ども食堂等へ継続的に寄贈し、その量を累計で 100 t とすることを目標に実施するプロジェクト（別添 2 チラシ）の一環であるため、今後の原資となる企業版ふるさと納税の寄附を募り、資金を獲得する必要がある。当事業への寄附を獲得できるよう受託者のノウハウやアイデアを駆使した効果的な企画を提案すること。

ウ 市内外に向けた効果的な PR

当事業（プロジェクト）が旭川産米の販路拡大に繋がるよう受託者のノウハウやアイデアを駆使した効果的かつ具体的な企画を提案すること。

エ その他特記すべき事項

上記ア～ウの内容以外に別添 1「業務要件書」で示す業務要件の達成のためのアイデア等があれば提案すること。

(3) 実施体制等に関すること。

業務の一部の再委託や本業務の受託に併せて雇用を予定している場合は、実施体制にその旨がわかるように明記すること。

ア 業務処理に係る組織体制及び手法

イ 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴

ウ 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理

(4) 法人としての業務実績に関すること。

JA や地域農業者等と連携して子ども食堂への食材提供を実施するなど、類似業務の契約実績について、実際に請け負ったことが証明できる書類（契約書の写しや契約履行実績証明書（様式は任意））を添付すること。

(5) 参考見積価格に関すること。

業務処理に関する参考見積価格と積算内訳について、第 2 の 2 の項目ごとの金額を示すこと。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式 2）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

ア A 4 判片面印刷でページの通し番号を付すこと。

イ 第 9 の 3 で示す(1)～(6)の評価基準に関わる内容の企画提案が記載されているページの目次を付けること。

(2) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 1(2)の企画書については、当該業務の処理に従事する者（1(3)イに記載された者）が作成すること。

(2) その他本プロポーザル実施要領等に定めのない事項については、市の指示に従うこと。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年8月5日（月） 午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。
- (4) 提出部数 8部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1) 提出書類 質疑応答書（様式3）
 - (2) 提出期間 令和6年8月2日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出場所 第3に同じ
 - (4) 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。件名は「社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務企画提案に関する質問」とすること。
- 2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している全ての者に対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分間、質疑10分間の計30分

間とする。

イ プレゼンテーションは提出された企画提案書のみに基づいて行うこととし、企画提案追加資料の配付は禁止する。ただしパソコン・モニター等を用いたプレゼンテーションは可能とする。

※ 会場内にはモニターのみ用意する。その他必要な機材等は各自で用意すること。また、機材等のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まないが、審査会場に入室後、5分以内に完了すること。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別添3「評価基準」に基づき審査及び評価を行う。

(1) 業務の基本方針に関すること。【配点10点】

別添1「業務要件書」で示す内容や目的達成のために、業務の履行に当たっての明確な基本方針を持っているか

(2) 業務の企画に関すること。【配点55点】

ア 子ども食堂等への米の寄贈

- ・内容が企画提案書作成要領に沿ったものとなっているとともに、その手法は行政が実施するものとしてふさわしいものとなっているか
- ・効率的な配送方法となっており、最大限の米を寄贈できる内容になっているか

イ 当事業（プロジェクト）への企業版ふるさと納税の募集

企業版ふるさと納税の寄附獲得が期待できる内容となっているか

ウ 市内外に向けた効果的なPR

旭川産米の販路拡大が期待できる内容となっているか

エ その他特記すべき事項

別添1「業務要件書」で示す要件以外の独創的な提案はあるか

(3) 実施体制等に関すること。【配点20点】

ア 業務処理に係る組織体制及び手法

業務を確実に履行するため、責任者や役割分担等が具体的に示されているほか、市の指示や要請に即時に対応できる組織体制及び手法が十分に整備、考慮されているか

イ 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴

業務を確実に履行するため、業務に従事する者が十分な実務経験を有しているか

ウ 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理

業務を確実に履行するための機材の配置や、情報の管理に係るセキュリティ対策が十分であるか

(4) 法人としての業務実績に関すること。【配点5点】

JAや地域農業者等と連携して子ども食堂への食材提供を実施するなど、類似業務の契約実績があるか

- (5) 参考見積価格に関すること。【配点 5 点】

別添 3「評価基準」で示す価格評価基準による

- (6) 地元優先発注に関すること【配点 5 点】

別添 3「評価基準」で示す市内本支店の有無評価基準による。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果と客観的評価点（事務局が評価）を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとし、小数点第3位以下を切り捨てる。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、上記合計点が、満点の5割を超えない者は、受託候補者として特定しない。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただ

し、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日等
参加表明書の提出	令和6年7月3日（水）～令和6年7月23日（火）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年7月25日（木）
企画提案書の提出	令和6年7月25日（木）～令和6年8月5日（月）
ヒアリング等	令和6年8月8日（予定）（企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和6年8月上旬（予定）
契約締結	令和6年8月中旬（予定）

業務要件書

1 業務名

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務

2 履行期間

契約締結日～令和6年12月31日

3 業務要件

(1) 子ども食堂等への米の寄贈

旭川産米（検査を受けており、旭川で生産されたことが証明されるもの）を市内 JA 等から購入し、市内及び全国各地の子ども食堂等へ効率的かつ効果的に配送する手法を提案し、本市と協議の上決定すること。

なお、当事業はホクレンからの企業版ふるさと納税を原資として実施するため、資金提供者であるホクレンから米の購入はできないものとする。

(2) 当事業（プロジェクト）への企業版ふるさと納税の募集

当事業は旭川産米を子ども食堂等へ継続的に寄贈し、その量を累計で100tとすることを目標に実施するプロジェクトの一環であるため、今後の原資となる企業版ふるさと納税の寄附を募り、資金を獲得する必要がある。今後の資金となる当事業（プロジェクト）への寄附を獲得できるよう受託者のノウハウやアイデアを駆使した効果的な企画を提案し、本市と協議の上決定すること。

(3) 市内外に向けた効果的な PR

子ども食堂等への寄贈に絡めた旭川産米の販路拡大に繋がる効果的かつ具体的な企画を提案し、本市と協議の上決定すること。

4 再委託の禁止

(1) 業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。

5 その他

(1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、市と連絡調整を行わなければならない。

(2) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意をはらうこと。

(4) その他疑義が生じた場合は、市と受託者で協議の上対応を決定する。なお、当該協議内容は受託者において記録簿を作成し、両者相互に確認するものとする。



全国の子どもたちへ
旭川のお米を



100t 届けたい

大雪山連邦の豊かな自然に恵まれた旭川市は全国有数の米どころ
農家の皆さんが安心安全でおいしいお米を丹精込めて作っています

このプロジェクトでは、企業版ふるさと納税のご寄附で
旭川産米を購入し、全国の子ども食堂や
ひとり親世帯の方などにお届けします



旭川市企業版ふるさと納税の問合せ先
北海道旭川市 行政改革課
Tel.0166-25-6205
✉gyoukaku@city.asahikawa.lg.jp

別添 3

評価基準

【評価基準】

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務公募型プロポーザル

審査項目	評価割合
1 業務の基本方針に関すること。	10/100
実施要領で示す「業務要件書」の内容や目的達成のために、業務の履行に当たっての明確な基本方針を持っている。	10
小計①	
2 業務の企画に関すること。	55/100
(1) 子ども食堂等への米の寄贈 内容が企画提案書作成要領に沿ったものとなっており、手法が行政が実施するものとしてふさわしいものになっている。(10/20) 効率的な配送方法となっており、最大限の米を寄贈できる内容になっている。(10/20)	20
(2) 当事業（プロジェクト）への企業版ふるさと納税の募集 企業版ふるさと納税の寄附獲得が期待できる内容となっている。	15
(3) 市内外に向けた効果的なPR 旭川産米の販路拡大が見込まれる内容となっている。	10
(4) その他特記すべき事項 実施要領で示す「業務要件書」の要件以外の独創的な提案がある。	10
小計②	
3 実施体制等に関すること。	20/100
(1) 業務処理に係る組織体制及び手法 業務を確実に履行するため、責任者や役割分担等が具体的に示されているほか、市の指示や要請に即時に対応できる組織体制及び手法が十分に整備、考慮されている。	10
(2) 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴 業務を確実に履行するため、業務に従事する者が十分な実務経験を有している。	5
(3) 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理 業務を確実に履行するための機材の配置や、情報の管理に係るセキュリティ対策が十分である。	5
小計③	
4 法人としての業務実績に関すること。	5/100
JAや地域農業者等と連携して子ども食堂への食材提供を実施するなど、類似業務の契約実績がある。	5
小計④	
5 参考見積価格に関すること。【客観的評価項目】	5/100
価格評価基準による。	5
小計⑤	
6 地元優先発注に関すること。【客観的評価項目】	5/100
市内本支店の有無評価基準による。	5
小計⑥	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	100/100

・価格評価基準【客観的評価項目】

※ 価格評価は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上、（最低見積価格+A）未満	→ 5点
（最低見積価格+A）以上、（最低見積価格+A×2）未満	→ 3.75点
（最低見積価格+A×2）以上、（最低見積価格+A×3）未満	→ 2.5点
（最低見積価格+A×3）以上、（最低見積価格+A×4）未満	→ 1.25点
（最低見積価格+A×4）以上、予算額以下	→ 0点

・市内本支店の有無評価基準【客観的評価項目】

※ 次の4区分とする。

・市内（旭川市内に本店がある者）	→ 5点
・準市内（市内、近隣8町の区分のいずれにも該当しない者で、旭川市内に支店等があり、その支店長等に契約手続等について年間委任している者。又は市内の支店等で旭川市民を雇用しており準市内の認定を受けた者）	→ 3.75点
・近隣8町（鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町又は美瑛町に本店がある者）	→ 2.5点
・市外（市内、準市内、近隣8町の区分のいずれにも該当しない者）	→ 1.25点

(様式1)

参加表明書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

申請者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

業務名 社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務

令和6年 月 日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
(例：業務履行実績調書)	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無

旭川市受付印

申請担当者役職・氏名

連絡先

TEL

FAX

e-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

(様式2)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

業務名 社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務

標記業務について、次の書類を添えて申し込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書別紙
- 2 その他必要な書類

提出担当者役職・氏名

連絡先 TEL

FAX

e-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

(様式3)

質 疑 応 答 書

(あて先) 旭川市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

質問年月日 令和 年 月 日

業務名 社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務	
質 疑 事 項	回 答 事 項

※提出期限内に、事前に電話連絡の上、電子メールで提出してください。

件名は「社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務企画提案に関する質問」としてください。